

佐渡民商ニュース

佐渡民主商工会
春日 1008-4
電話 27-2456
2025 年 6 月

新商連第62回・共済会44回定期総会開催

新商連と新商連共済会は6月8日、新潟市ガレツソホール花園にて定期総会を開催し、佐渡民商から南会長、尾形共済理事、中村事務局3名が参加しました。
渡部県連会長は「中小業者は物価高と、トランプ関税により三条の金属加工や見附のニット業などの輸出関連の会員は仕事がなくなってきた。会外の業者は払いきれない税金の徴収強化と税務調査で困っている。今こそ自分たちの組織を見直し、方針にそって学習し正しく行動に移し、困っている業者に声が届く民商にしていこう。来たる参議院選挙は、私たちが要求してきた消費税減税、インボイス制度の廃止がかかった大事な選挙です。悪政を正していくために団結し皆さんで頑張りましょう」とあいさつがありました。今年一年の活動方針案と財政報告の後、各民商からの活動報告があり、これまでの運動や若手の集まりなどの発言がありました。拡大顕彰で佐渡民商は、共済会B会員（会員配偶者）で増勢達成で表彰されました。

「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願書を佐渡市6月市議会に提出しました。

国民の生活を直撃している今の物価高対策に一番現実的で効果的な「消費税5%以下に引き下げと業者を困らせているインボイス制度の廃止を求める請願書」を紹介議員に日本共産党中川市議・栗山市議になっていただき、6月4日、佐渡市議会 金田淳一議長に提出しました。3月から会員・読者のみなさんから国会にむけて取り組んでいる署名と同じ内容です。24日からの常任委員会で討議され30日の本会議で採決されます。

25年度税制改正について

「基礎控除」など見直し

「特定親族特別控除」創設

「課税最低限」103万円が123万円に引き上げられた内容としては、所得税の基礎控除額は、現行の48万円から58万円に10万円引き上げられました。給与所得控除の最低保障額が、現行55万円から65万円にひき上げられ、58万円+65万円の合計で、123万円となります。原則として25年12月1日に施行され、25年分以後の所得税について適用されます。住民税の基礎控除額は、現行の48万円に据え置かれたので、年収108万円を超えると住民税は課税されます。それとは別に給与収入別に乗せ特例が実施されます。2年間限定の上乗せ措置もあり、とても複雑になります。今年の12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて行ないます。
「特定親族特別控除」とは、納税者に19歳以上23歳未満で、アルバイト等の給与収入が123万円を超えて扶養親族から外れた親族（特定親族）がいる場合に年収に応じて段階的に控除する制度です。配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額は現行のままです。詳しい控除額を知りたい方は、民商までお問い合わせください。

佐渡民商 第47回定期総会

日時 7月4日（金）

午後6時30分より総会

午後7時30分より懇親会

会場 ゆたかや旅館（両津夷）

会費 3千円

ご参加希望の方は連絡をお願いします。

7月記帳会

日時 7月14日（月）午後1時30分

会場 民商事務所

持ち物 日計表、領収書、伝票など